2019/10/10

公共哲学の歴史(1)

公共性についての哲学的考察の歴史は、哲学の歴史と同じだけ古い。古代ギリシャや古代ローマの公共哲学について議論することも可能であるし、実際、後に見る H.アーレントは古代の公共哲学から強い影響を受けている。しかしこの講義では、現代の政治学、哲学、経済学への直接的な影響の強さを考慮して、18 世紀終わりの I.カントの公共性論から議論を始める。次いで 19 世紀半ばから 20 世紀半ばの公共性論を概観し、さらに 20 世紀後半以降の公共性論をリードしたアーレントと J.ハーバーマスを取り上げる。

教科書・参考書の対応箇所:川崎/杉田『新版 現代政治理論』、6章(とくに 146-152 頁)、9章(とくに 237-239 頁)。

●I. カントの公共性論

I.カントは 18 世紀を代表する哲学者で、『純粋理性批判』、『実践理性批判』、『判断力批判』で展開された「批判哲学」で知られている。この講義では、「理論と実践」、「啓蒙とは何か」、『永遠平和のために』で示された彼の公共性についての議論を紹介する。カントの哲学は思想史的には「啓蒙主義」の時代に属する。それは、人間理性の可能性を肯定的に捉える哲学である。公共性論においてもこの特徴は一貫している。一言で言えばそれは、「理性の公共的使用」の積極的な意義を強調するものである。

1. 啓蒙と公共性

理性の他律:「他者に指導されたいという欲求」(「受動的な理性の状態」) 理性の自律:自立的思考。啓蒙は個々人単独のプロジェクトではなく共同のプロジェクトである。

- (1)「自分で考えること」は「他者と共に考えること」(Mitdenken)を必要とする。
- (2)他者との妨げのないコミュニケーションの必要から「文筆の自由」が必要となる。
- (3)「自らの思考を公共的に伝達する自由」が「思考様式の真の変革」をもたらす。

2. 理性の公共的使用

(1)理性の私的使用=組織の成員(e.g. 官吏、聖職者)としての使用:自らの属する組織が定める規則に沿った理性の使用。「ある委託された市民としての地位もしくは官職において自分に許される理性使用」。「私的」であるということは所与の共同体の規則(思考・判断の習慣)に従うことを意味する。

(2)理性の公共的使用=公共体全体ないし世界市民社会の成員としての使用:世界市民 (Weltbürger=Kosmopoliten)としての理性の使用。主題の制限なし、所与の規則に制約されない理性の使用。全公衆(「本来の意味での公衆」)に向けての制限のない理性の使用。自らが属している組織の利害を越えて自らの意見を表明する(「自ら自身の人格において語

る」)こと。

国家の「能動的国民」による共和国内の意志形成への参加⇒一国公共性 国境を越える「世界市民」による国境を越えた意見の交換⇒世界市民的公共性 ※国家には能動的な能力を欠く「受動的国民」(女性や無産労働者)も存在するという 18世紀的な限界。

3. 公開性の原理

(1)公開性(Publizität)と正義:正義は人びとの権利に関わる意志形成(立法)過程における公開性を要求する。「すべて他者の権利に関係する行為で、その行為の格率〔主体にとっての行為原則〕が公開性と一致しないものは不正である」。

公開性の不在:制定される法に対して不正義を推定する根拠を公衆に与える。

公開性の存在:正義を推定すべき根拠をただちに公衆に与えるわけではない(他を圧倒的に凌駕する権力をもつ者はその意志を隠す必要はないから)。

- (2)なぜ公開性は必要なのか:公開性は公共の議論を生じさせる。「国家市民には、元首が思いのままに行う事柄のうち公共体に対する不正であると思われるものについて自らの考えを公表する権限がある」。政府に対する「抗議」(Beschwerde)の擁護。
- (3)公開性と正統性:「格率」(立法の正当化理由)の妥当性をめぐる公衆の議論こそが法の正統性の源泉。公開性のもとでの公衆の議論は無秩序ではなくむしろ安定した秩序の源泉であるという捉え返し。「真理にあらずして〔主権者の〕権威が法をつくる」という T. ホッブズの主張の逆転。
- (4)公開性による「専制」(Despotie)の抑止と共和政(Republik)の樹立:立法権(議会)と執行権(君主)が秘密裏に癒着する場合に専制とそのもとでの権利の侵害が生じる。立法権と執行権の分離が共和制を導く。

4.私的自律および公共的自律の保障

- (1)私的自律:「各人は自分がよいと思うやり方で幸福を追求してよい」(人格的自律)。 国家によるパターナリズムの排除(salus publica は幸福の保障ではなく平等な自由の保障を指す)。
- (2)公共的自律:正統な法の源泉は「人民の統合された意志」にある(政治的自律)。「自らが賛成した法以外のいかなる法にも服従しないという法的自由」。市民は、法の名宛人(適用対象)であるにとどまらず法の起草者として自己立法する法的自由をもつ。

カントの社会契約論:「根源的契約の理念」(Idee der ursprünglichen Vertrags)は、あら

ゆる立法者を、全市民による同意可能性の制約のもとで立法するよう拘束する。

現実の同意にもとづく契約との違いに注意。理性的存在者としての市民がそれに「同意し うる」と考えられるとき、その法は正統である。裏返せば、市民が同意しえない法 (e.g. 身 分的障壁をつくる法) は正統ではない。

5. 視野の広い考え方(思考様式)

各市民にのいて公共的判断はどのように形成されるか:erweiterte Denkungsart (enlarged thought)によって。他者の立場に仮説的に身を置いて思考すること(他者との抗事実的な立場交換)。これによって、自らのパースペクティヴの主観的制約を脱することが可能になる。

6. 世界市民的公共性

永遠平和のための確定条項(国内法・国際法・世界市民法の原則)

- (1)国内における共和的体制の確立:「各国家における市民的体制は共和的であるべきである」。
- (2)自由な諸国家の連合制度(Föderation)の樹立:「国際法は自由な諸国家の連合の上に基礎を置くべきである」。
- (3)訪問権を中心とする世界市民法の確立:「世界市民法は普遍的な歓待(Hospitalität)を促す諸条件に制限されるべきである」。

世界市民法の先駆性:カントは国境を越える意見交換のみならず人々が現に国境を越える動きを支持する。

- (1)訪問権と普遍的歓待:「客人の権利」(市民と等しい処遇を受ける権利)ではなく「訪問の権利」(外国人として平和裡に滞在する権利)の相互保障が普遍的な交通(Verkehr)を可能にする。
- (2)国民の「閉域」の否定:カントは同時代の植民地主義(収奪)は普遍的歓待の条件を損なっていると見る。地上のある場所を占有する権利は暫定的なものである(国境の偶然性)。国境の外部で生じる権利侵害(不正義)への反応が現に生じている。

●19 世紀半ばから 20 世紀半ばの公共性論

この時代の思想の基調としては、公共的なもの、とりわけ公衆または大衆(the mass)の知的・政治的能力への否定的評価が顕著にみられる。とくにW.リップマンやJ.シュンペーターによる公衆の能力と役割の低評価は現代の政治学に対しても影響力が大きい。例外としてK. ヤスパース、J. デューイらは公共性を肯定的に評価した。

1. 実存哲学における「公共性」の理解

近代の大衆社会では、同調圧力の支配と凡庸化によって個人の本来性、自立性、卓越性が失われるという観念:水平化の圧力(S. キルケゴール)。「ひと・世人」(das Man)とその非本来性(M. ハイデガー)。

大衆=公衆の日常生活(公共的世界)に対する否定的なイメージ。個人の実存的覚醒や決断を通じた公共的世界からの脱出に価値を置く。

2. 議会的公共性の凋落と「喝采」のデモクラシー(C. シュミット)

- (1)デモクラシーの自由主義/リベラリズムからの分離
- ①デモクラシーと議会は本来無関係:デモクラシーは治者と被治者の一致の原理、議会は代表と討論の原理。「デモクラシーとは、支配者と被支配者、統治者と被治者、命令者と服従者の同一性である」(シュミット『憲法論』、288 頁)。
- ②議会の機能不全という時代診断:議会は単なるおしゃべりの場にすぎない。議会は公共性を生み出さない。
- (2)大統領の独裁によるデモクラシー
- ①人民の意志は公論=大統領への喝采(賛否の意志表明)において存在する。
- ②人民の意志(willing)の強調、公共の推論(reasoning)の軽視。

3. 公衆への懐疑 (W. リップマン)

「大社会」(the Great Society)の到来、環境の複雑化複雑化した社会における大衆の自己統治能力に対する疑問①公共的な事柄と日常知の乖離、②「ステレオタイプ」にもとづく世論専門知をもつ「インサイダー」による統治の必要ポピュリズム(「人民の衝動」)に抗する立憲国家の擁護

4. 市民によるデモクラシーの擁護(J. デューイ)

社会的探求(social inquiry)としてのデモクラシーの理解:デモクラシーは市民全体による 実践的知性の協働的行使である。問題状況の共有—公共的関心の形成—解決策の協働的探 求—多様な知の包摂とフィードバック

専門家(「事実の発見」)と市民(「判断」)の協働:「大衆に要求されていることは、他の人々によって提供された知識が共通の関心事にとってどのような意味をもつのか、これを判断する能力をそなえているということである」(デューイ『公衆とその諸問題』、198-199頁)。

公衆の「認識的多様性」を高く評価する:異論によるフィードバックを通じた修正を重視する実験的態度。「社会状況がより知的な状態であれば、つまり、知識にもっと満ちあふれ、またもっと知性によって導かれた状態であれば…すべての人の知性の作用水準は引き上げられるだろう。公共的関心事を判断するうえで、この作用水準の高さは、一人ひとりの知能指数の違いよりもはるかに重要である」(『公衆とその諸問題』、200 頁)。

社会的探究の帰結:デモクラシーを通じた社会統合が the Great Society を the Great

Community へと変えていくことができる。

「政治的意味でのデモクラシー」と「一般的社会的意味でのデモクラシー」:デューイにとって、デモクラシーは、諸個人に「成長」(growth)、すなわち知性の向上・修正を促すという倫理的側面ももっている。

5. 「市民なき」デモクラシーの構想(J. シュンペーター)

選挙と政権交代を核心とするリベラル・デモクラシーの擁護:

- (1)デモクラシーを個人の利益を最大化するための方法として理解する。
- (2)デモクラシーを政府・議会のメンバーを選ぶためのプロセスとして理解する。
- (3)経済的な意味での競争こそが専制の防御壁として機能すると考える。

市民=選挙民という限定的理解:自己の利害に関してのみ間違いを犯すことなく行動するのが現実の市民である。こうした市民の政治活動は自己利害の範囲内、すなわち選挙にのみとどめられるべき。

資料

■啓蒙と成年状態(Mündigkeit)

啓蒙とは、人間が自らに責めのある未成年状態から脱出することである。未成年状態とは、他人の指導なしに自らの悟性(Verstand)を使用する能力のないことである。この未成年状態が自らに責めのあるものであるとは、この状態の原因が悟性の欠如にあるのではなく、他人の指導なしに自らの悟性を使用する決意と勇気の欠如にある場合のことである。したがって、「あえて知れ Sapere aude!」、「君自身の悟性を使用する勇気をもて」!これこそ啓蒙の標語である(カント「啓蒙とは何か」、『カント全集』14、岩波書店、25 頁。以下カントからの引用はいずれも訳文を改めた)。

■共同のプロジェクトとしての啓蒙

各個人にとって、ほとんど自らの天性になってしまった未成年状態を脱することは困難である。それどころか彼はその状態を愛着してしまっており、自ら自身の悟性を使用することが現在のところ実際にできなくなっているが、これは彼がそのような使用を試みることをいまだかつて誰からも促されなかったがためである。さまざまな規約や法式、これは各人の自然的資質を理性的に使用する、あるいはむしろ誤用するための機械的な道具であり、いつまでも存続する未成年状態の足枷である。…/しかし、個人ではなく公衆が自ら自身を啓蒙することはそれ以上に可能であり、実際、そのことは、公衆に自由さえ許されているならばほとんど不可避であるといってよい。…公衆はただ緩慢に啓蒙に達しうるのみである。なるほど革命によっておそらく個人的な専制政治と利欲あるいは支配欲による圧政とからの離反はなるであろうが、しかし、思考様式の真の変革はけっして成就せず、そうではなくて新しい偏見が旧い偏見と同様に、無思想なる大衆のあんよ紐[幼児が歩く練習をするときにつかまる紐]として用いられるであろう(カント「啓蒙とは何か」、26頁)。

■理性の公共的使用と私的使用

この啓蒙のためには自由以外のものは何も必要ではなく、しかもおよそ自由と称せられう るもののうちで最も無害なもの、すなわち自己の理性をあらゆる点で公共的に使用する自 由より以外のものは何も必要とせられない。ところが私はあらゆる方面から、論議するな! と呼ばわる声を聞く。将校は言う、論議するな、教練を受けよ!と。財務官は言う、論議 するな、支払え!と。聖職者は言う、論議するな、信仰せよ!と。…ここにはいたるとこ ろに自由の制限がある。しかし、どのような制限が啓蒙の妨害であるのか?どのような制 限なら妨害ではなくて、むしろ啓蒙の促進となるのか?――私は答える、自己の〈理性の公 共的使用〉はいつでも自由でなくてはならず、この使用のみが人びとの間に啓蒙を成就し うるのであり、これに対して自己の〈理性の私的使用〉はしばしば非常に狭く制限されて よいのであり、このことによってとくに啓蒙の進歩が格別に妨げられることはないのであ る、と。私の言うところの自己自身の理性の公共的な使用とは、ある人が学者として読書 界の全公衆(Publicum)を前にして彼自身の理性についてなす使用を意味している。私の言 う私的使用とは、ある人が彼に委託されている市民的地位あるいは公職において彼の理性 についてなす使用を意味している。…しかしこのような機構のこの受動的部分である者が、 自己を同時に全共同体の成員、それどころか世界市民社会の成員とみなし、したがって本 来の意味での公衆に著述を通して語りかける学者の資格のある者としてみなすならば、彼 はもちろん論議して差し支えない。…たとえば、市民は自分に課せられた租税の納付を拒 否することは許されていない…にもかかわらず、この同じ人が学者としてこの課税が適正 あるいはまた公正を欠いていることに対して公然と自説を発表するならば、彼は市民の義 務に反して行為したことにはならない(「啓蒙とは何か」、27-28頁)。

■公開性の原理

公法のすべての実質を度外視するとしても、公開性(Publizität)の形式だけは残っているのであり、かかる公開性の可能であることをいずれの法的要求も自らのうちに含んでいるが、なぜなら、この形式を欠くならばどんな正義もありえず(正義とはただ公共的に知られうるものとしてのみ考えられうるものである[公開性の要請])、したがってまた、法はただ正義によってのみ許容されるものだから、どんな法もありえないだろうからだ。/…ひとは次の命題を公法の超越論的法式と名づけることができる、すなわち/「他の人びとの権利に関係しているすべての行為は、その格率が公開性と合致しないならば、不正である」。この原理はたんに倫理的(徳論に属するもの)とみなされるべきのみならず、また法律的(人間の権利に関わるもの)とみなされるべきである。というのも、私が公にすることによって自身の意図を同時に虚しいものとしないためにあえて公にしようとしないような格率、また成功させんがためにはどうしても秘密にしておかなくてはならないような格率、さらにまた私が公にすることによって私の企図に対する万人の反抗を不可避に挑発することのないように公に告白しえないような格率、かかる格率がこのように必然的にして普遍

的な、したがってア・プリオリに洞察されるところの、私に対する万人の反対を生ずることは、その格率がそれでもっていずれの人をも脅かすところの不正に由来する以外にはどこにもありえないからである(カント『永遠平和のために』「付録」、『カント全集』14、岩波書店、307-308 頁)。

■言論の自由

一人ひとりすべての人間は、断じて喪失することのない自分の権利をもっている。その権利は、たとえ本人が望んだとしてもけっして放棄することができないのであり、またその権利について判断を下す権限はその人自身にある。…国家市民には、元首が思いのままにおこなう事柄のうち公共体に対する不正であると思われるものについて自分の考えを公表する権限が、当然のこととして、しかも元首自身からの恩恵として与えられるのでなければならない」(カント「理論と実践」、『カント全集』14、岩波書店、208頁)。

■根源的契約の理念

[根源的契約は] 実際、たんなる理性の理念である。にもかかわらず、この理念は疑う余地のない(実践的な)リアリティをもっている。というのも、それは立法者に対して、彼が法を制定するにあたって、その法が国民全体の一つに統合された意志にもとづいて生みだされたかのような仕方で制定するよう義務づけるからである。…それは、あらゆる公法の正当性を判定する試金石である。言いかえれば、国民全体がそれに同意するのが不可能であるような公法(たとえば、臣民のなかのある階級が世襲的に支配者の階級たる特権をもつというような公法)は、不当である。これに対して、国民がそれに同意することが少なくとも可能でありさえするなら、その法を正当なものとみなすことは義務である。たとえ国民が現時点において、賛否を問われたなら、おそらく同意するのを拒むであろうような心の状態や気分にあるとしても、それは関係がない(「理論と実践」、198頁)。

■公共の福祉

「公共の福祉は最上位の国法である Salus publica suprema civitatis lex est」という命題は、たしかに、いささかも価値と威信とを減らすことなく、いまも存立する。しかし、何 よりもまず考慮に入れなければならない公共の福祉とは、法によって一人ひとりすべての人に対して自由を保障するような法的体制である。その場合、普遍的法則にかなった自由を侵害することさえなければ、したがってともに同じ臣民である他の人たちの権利を侵害することさえなければ、自分にとって最善と思われるそれぞれの仕方で自分の幸福を追求することは、各人の自由裁量に任されているのである(「理論と実践」、199-200 頁)。

■「人間としての自由」とパターナリスティックな支配への批判

人間としての自由。公共体を創設するためのこの原理を、私は以下のような定式で表現する。いかなる人といえども、私に対して強制的に(その人が他の人の幸福をどのようなものと考えるかという)その人のやり方で幸福にすることなどできない。各人は、自分がよ

いと思うやり方で幸福を追求してよい。ただ、自分と同じような目的を追求する他の人の自由が可能的な普遍的法則に従ってすべての人の自由と両立しうるときには、そうした他人の自由(目的を追求する権利)を侵害しさえしなければよいのである。——父親が自分の子どもに対しておこなうのと同じように恩恵の原理にもとづいて国民に対して行われる支配は、パターナリスティックな支配(…)と呼ばれる。それゆえ、そういう支配のもとでは、臣民は、何が自分にとって本当に有益であり何が本当に有害であるかを見極められない未熟な子どものように、ただただ受動的な態度をとるように強いられる(「理論と実践」、187-188 頁)。

■訪問権(Besuchrecht)

この条項でも先の諸条項におけるのと同じように、提起されているのは博愛ではなく、権利についてである。そしてここで歓待(よいもてなし)というのは、外国人が他国の土地に足を踏み入れたというだけの理由で、その国の人間から敵としての扱いを受けない権利のことである。その国の人間は、彼の生命に危険のおよばない方法でするかぎり、その外国人を退去させることはできる。しかし彼が彼の居場所で平和に振舞うかぎり、その外国人に敵としての扱いをしてはならない。もっとも彼が要求できるのは、客人の権利(Gastrecht)(そのためには、彼をしばらく家族の一員として扱うという、特別の好意ある契約が必要とされるだろう)ではなくて、訪問の権利(Besuchrecht)である。…こうした歓待を受ける権利、すなわち新外来者の権限は、旧くからの居住者との交通の試みを可能にする条件のもとでのみ有効である(『永遠平和のために』、274-275 頁)。

■植民地主義批判

もしもこれに対して、われわれの大陸の文明化された諸国家、特に商業を営む諸国家の歓待どころではない振舞いを比較してみるならば、彼らが他の土地や他の民族を訪問する際に(彼らにとっては訪問は征服と同一のことである)実際に示す不正行為は、恐るべき段階にまで及んでいる。彼らにとっては、アメリカ、黒人諸島、香料諸島、喜望峰などが発見されたとき、それらは誰の土地でもなかった。というのも、彼らはそこの住民を無に等しいと考えたからである(『永遠平和のために』、275 頁)。

最後にさらに、次のことが問題になりうる。すなわち、自然によってでも偶然によってでもなく、もっぱらわれわれ自身の意志によってある民族と近隣関係に入るのだが、その民族には市民的に結合する見通しがもてないというときに、この結合を設立してそうした人間たち(未開人)を法的状態へと移す(たとえばアメリカの未開人、ホッテントット、オーストラリアの原住民を)という意図なしに、たぶんに暴力を用いて、あるいは(そのほうがずっとましだというわけではないが)詐欺まがいの買収によって、植民地を建設する、したがってその人たちの土地の所有者となる、その人たちの最初の占有に配慮することなくわれわれの優越性を行使する、そうしたことをする権能が私たちにあるというのだろう

か。はなはだしきは、それは自然自身が(真空を嫌うのと同じように)求めているように 思われるとか、また他の大陸の広大な地域は、いまでこそ立派に植民されているが、そう しなければ道徳と文明をもった住民がいないままであったろうし、またこれからもずっと そうでしかありえないとか、そうなれば創造の目的は挫折させられてしまうとか言われる。 しかし、よい目的 [キリスト教の布教] のためにはすべての手段が正当化される、とする 不正義(ジェスイット主義)が被る仮面は見え透いている。したがって、こうした仕方で の土地の取得は非難されるべきである(カント『人倫の形而上学』、「法論」第15節。『カ ント全集』11、岩波書店、95頁)。

■議会的公共性の凋落

今日、人間の運命に関わるような大きな政治的、経済的決定は、もはや......公開の弁論と 反対弁論における意見の均衡化の成果でも、議会における論戦の結果でもない。人民代表 の統治への参加すなわち議会主義的統治こそが、かえって権力の分立およびそれとともに 議会主義の旧い理念を廃棄するための、最も重要な手段であることが明らかとなった。… しかしそれならば、ひとは少なくとも、議会主義がこれによってその精神的基礎を失い、 言論、集会、出版の自由、公開の会議、議会的諸特権の全体系がその根拠を失っていると いうことを認めるに足るだけの歴史的状況についての自覚をもたなければならない。政党 ないし政党連合の小委員会または最も少人数の委員会が、閉ざされた扉の背後で決定を行 っているが、しかし大資本家的利益諸団体の代表者たちが最も小範囲の委員会において取 り決めていることのほうが、幾百万の人間の日常生活と運命にとっては、おそらくあの政 治的諸決定よりも重要なのである。絶対君主の秘密政治に対する闘争から、近代の議会主 義の思想、すなわち監視の要求、公共性と公開性(Öffentlichkeit und Publizität)に対する 信念が生じてきた。人間の自由と正義の感情は、秘密の決議によって人民の運命を決定し た秘密政治に対して憤激したのである。…旧きリベラルな諸自由、ことに言論と出版の自 由を放棄しようとする者は、今日でもたしかに多くはない。それにもかかわらず、これら の自由が、真の権力保有者にとって実際に危険なものとなりうるような場合にもなお存在 していると信じる者は、ヨーロッパ大陸においてはもはや多くはないであろう。新聞の論 説、集会の演説、議会の討議から真実にして正当なる立法と政策が生ずるという信念にい たってはもっとも乏しいであろう。だがその信念が議会そのものに対する信念なのである。 公共性と討論とが議会運営上の現実において空虚で取るに足らぬ形式と化してしまってい るとすれば、19世紀において発達した議会もまた、その従来の基礎と意味を失ってしまっ ているのである(シュミット『現代議会主義の精神史的地位』、みすず書房、66-67頁。た だし訳文を改めた)。

■喝采としての公論

人民と公共性(Öffentlichkeit)との関連について述べた今では、民主政が公論(öffentliche Meinung)の支配、"government by public opinion"と呼ばれることがいかにも正当と思われる。秘密個人投票というやり方や、ばらばらの私人の意見の集計によっては、公論が生まれることはありえない。これらの集計方法は、すべて補助手段にすぎず、補助手段とし

Akklamation)。それは、多分、まとまりのない種類のものであり、その含む問題は、社会学的にも、国法学的にも、解決されていない。だが、公論が喝采と解されうるという点に、その本質と政治的意義が存する。あたかも喝采のない国家が存在しないように、公論のない民主政も国家もない。公論は、「組織されずに」生まれ、存続する」(シュミット『憲法論』、創文社、304頁。ただし訳文を改めた)。

■イメージとしての世論

外界のさまざまな現象がほかの人間たちの行動に関わりをもたずにはおかない場合、そうしたほかの人間たちの行動が私たちの行動と交差したり、私たちに依存したり、あるいは私たちの興味を惹いたりするかぎり、そうした外界の現象を私たちはおおまかに公共的な事柄と呼ぶ。このような人々の脳裏にあるもろもろのイメージ、つまり頭の中に思い描く自分自身、他人、自分自身の要求、目的、関係のイメージが彼らの世論というわけである。集団によって、あるいは集団の名のもとに活動する個人が頭のなかに描くイメージを大文字の「世論」とする(リップマン『世論』、47頁)。

■環境の屈折(疑似環境 pseudo-environment)

私たちの世論が問題とする環境は、さまざまに屈折させられている。情報の送り手のところでは検閲と機密性を理由に、また受け手のところでは物理的、社会的障壁によって、あるいは不注意によって、言葉の貧しさによって、注意力が散漫なことによって、虫の居所によって、疲労や涙、暴力、単調さによって、環境は屈折させられている。そしてそうした環境への接近を遮るさまざまな制限は、事実そのものの曖昧さや複雑さと相まって、明晰な正しい認識を妨げ、実際に即した観念の代わりに判断を誤らせやすい虚構をあてがい、意図的に誤った認識に導こうとしている者たちに対する適切なチェックを私たちにさせないのである(『世論』(上)、108頁)。

■ステレオタイプ

私たちはたいていの場合、見てから定義しないで、定義してから見る。外界の、大きくて、 盛んで、騒がしい混沌状態のなかから、すでに私たちの文化が私たちのために定義してく れているものを拾い上げる(『世論』(上)、111頁)。

一つの世論は一群の事実に対する一つの道徳的判断を成している、というのが通説である。 しかし私はここで次のような説を示唆したい。現在の教育状況にあっては、一つの世論は、 何よりもまず道徳や規範を通して見た、諸事実の一つの見方なのだ。つまり、私たちがど のような種類の事実群を見るか、どのような光を当ててそれを見るか、その大方を決定す るのは、私たちの諸規範の中心にあるステレオタイプのパターンだと言いたい。/…自分 たちの意見は、自分たちのステレオタイプを通して見た一部の経験にすぎない、と認める 習慣が身につかなければ、私たちは対立者に対して真に寛容にはなれない(『世論』(上)、

170-172 頁)。

■誤った理想の投影

私の考えでは全権を有する主権者としての市民という理想は、そのような [太った人がバレエダンサーになろうとするような] 誤った理想である。…個人は公共的な事柄すべてに意見をもつわけではない。公共的な事柄を指図するやり方も分からない。何が起きているのか、なぜ起こっているのか、何が起きるべきなのか分からない。彼がどれほど知りえたか私には想像できず、民衆の無知を結集すれば公共的な事柄に持続的な指導力が生まれるとする神秘的な民主主義者の考えにはまったく根拠がない(リップマン『幻の公衆』、 27-28 頁)。

■デモクラシーのミニマリズム

公衆を構成する不揃いな傍観者の集まりは、たとえそうする気があったにせよ、日々の問題すべてに介入することはできない。…彼らはふだん、それなりに著名な人々で成り立つ、ある種の専門的な公衆に代理を任せておく。多くの争点はこの有力な集団を越えてもちだされることがなく、素人の公衆はその討論の反響を受け取るにすぎない。/…順調であれば与党を支持し、順調でないと思われるとき野党を支持する。似たり寄ったりと言われるものの、これが大衆政治(mass politics)の神髄である(『幻の公衆』、90-91 頁)。

■公開性の要求

公衆に関わるすべての帰結に関して十分な公開性のないところに、公衆は存在しえない。 公開性を阻み制限するものは何であれ、世論に規制を加え、これを歪曲し、また、社会的 な問題についての思考を抑制し、歪んだものにする。表現の自由がなければ、社会的探究 (social inquiry)の方法でさえ開発できない(デューイ『公衆とその諸問題』、ハーベスト 社、160-161 頁)。

■「臆見」を越える世論形成

公共的なものに関する意見と見解は、組織化された効果的な探究を前提としている。現に作用している活力を発見し、これを相互作用の複雑なネットワークを通して、その帰結にいたるまで追跡する方法がなければ、世論として通っているものでも、たとえ、どれほどその意見が広範囲に及んでいようと、真に公共的であるよりも、むしろ、語の軽蔑的な意味での「臆見」でしかないだろう。事実に関する誤りを共有し、誤った信念を共にしている人々の数は、害悪をもたらす権力を測る尺度となる。思いつきで形成され、しかも、人に嘘偽りを信じ込ませることに何か利益を持っている人々の指導の下で形成された臆見は、名ばかりの公共の意見でしかない。…こうした臆見を共有する人々が多ければ多いほど、その影響力もますます有害なものとなる。世論は、日頃から継続的に行われている調査方法と報告活動の所産でなければ、たとえ、偶然正しいものであったとしても、一時的なものにとどまる。……継続的な探究だけが、つまり、単に持続的であるのみならず、相互に結びついているという意味での継続的な探究だけが、公共の事柄についての持続的な

意見の題材を提供できるのである(『公衆とその諸問題』、169-170頁)。

■専門家統治の問題

「専門家階級(a class of experts)は、不可避的に、共通の利益関心から疎遠になってしまう ため、私的利益関心と私的知識をもつ階級になってしまうが、この私的知識は、社会的な 観点からするならば、知識の名に値しない。…経験豊かな政治家であった立場から、サム エル・J・ティルデンは、随分前にこう述べた。〔多数決原理よりも〕「多数派が多数派と なる際の手段の方が、より一層重要なことなのである」と。その意味するところは、多数 決に先立つ討論、少数派の意見を満たすための見解の修正、さらに、少数派にも機会はあ ったという事実、次回は少数派もうまく多数派になれるかもしれないという事実、こうし た事実によって、少数派に与えられる相対的満足ということである。…新しい考え方だけ でなく、価値ある考え方はすべて、少数派から、それもおそらくは、孤立無援の人々から 始まるというのは確かである。考慮すべき重要な問題は、そうした考え方が普及し、大衆 のものとなる機会が与えられてしかるべきだということである。専門家による統治にあっ て、大衆が自分の要求に関して専門家に情報提供する機会がないのであれば、そのような 専門家統治は、少数の利益関心のために操られた寡頭制以外の何ものでもありえない。… 世界は、これまで大衆の弊害以上に、指導者や権威の弊害に苦しんできたのである。/い いかえるなら、必要にして不可欠なことは、討論と議論と説得の方法と条件を改善するこ とである。これこそ、公衆にとっての真の課題である。…科学研究者や芸術家は、自分た ちの専門技術上の知識を公表するという意味において、技術専門家である。必要とされる 研究を遂行するための知識や技能を大衆がもつことは不可欠なことではない。大衆に要求 されていることは、他の人々によって提供された知識が、共通の関心事にとって、どのよ うに意味をもつのか、これを判断する能力を備えているということなのである。(『公衆 とその諸問題』、197-198頁)。

■市民の能力への懐疑

こうして、典型的な市民は、彼が政治の分野に入るやいなや、精神的パフォーマンスの低いレヴェルへと押し流されることになる。彼が議論したり分析したりする方法は、彼が自分の現実的な利害関心の領域内だったら、幼児的とたやすく認めるようなやり方である。かれは再び未開人になる。彼の思考は、連想的で情緒的になる(シュンペーター『資本主義・社会主義・民主主義』、419頁。ただし訳文を改めた)。

■デモクラシーの古典的理論への批判

古典的理論についての私たちの主要な難点が次の命題に集約されたことは、記憶に新しいことだろう。すなわち、「人民」は個々の問題のどれについても明確かつ合理的な意見をもち、さらに進んで――デモクラシーにおいては――自らの意見の実現につとめる「代表」を選ぶことによって、そうした意見を実行に移そうとするという命題がこれである。こうしてこの理論によれば、民主的な制度編成の第一義的な目的は、選挙民に政治問題の決定権を帰属させることにあり、これに対して代表を選ぶのはむしろ第二義的なこととされる。

これら二つの要素の役割を逆にして、決定を行うべき人々の選挙を第一義的なものとし、 選挙民による問題の決定を第二義的なものとすると、想定してみよう。言い換えれば、私 たちはここで、人民の役割は政府をつくること、ないしはあらためて国の執行部や政府(a national executive or government)をつくりだすべき中間体 [議会] をつくることにある、 という見解に立つことになる。こうして次のように定義される。民主的方法とは、政治的 決定に達するために、個々人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行うことにより 決定力を得るような制度の編成である、と(『資本主義・社会主義・民主主義』、429-430 頁。ただし訳文を改めた)。

文献

[カント]

岩波書店版『カント全集』全 22 巻。カントの主要著作には数種類の邦訳がある。とくに『純粋理性批判』、『実践理性批判』、「啓蒙とは何か」、『永遠平和のために』は岩波文庫と光文社古典新訳文庫で容易に手に入れることができる。カントの政治哲学についての最新の研究として以下のものがある。

網谷壮介『カントの政治哲学入門——政治における理念とは何か』(白澤社、2018年)。網谷壮介『共和制の理念——イマヌエル・カントと一八世紀末プロイセンの「理論と実践」論争』(勁草書房、2018年)。

金慧『カントの政治哲学——自律・言論・移行』 (勁草書房、2017年)。

「19世紀半ば~20世紀半ば】

S. キルケゴール (枡田啓三郎訳) 『現代の批判』 (岩波文庫、1981年)。

M. ハイデガー(熊野純彦訳)『存在と時間』(二) [全4冊] (岩波文庫、2013年)。

Carl Schmitt, Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentalismus,

Duncker & Humblot, 2003 (originally, 1923, 1926). 稲葉素之訳『現代議会主義の精神史的地位』(みすず書房、2000 年)。樋口陽一訳『現代議会主義の精神史的状況』(岩波文庫、2015 年)。

Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, Duncker & Humblot, 2003 (originally, 1928). 尾吹善人 訳『憲法論』(創文社, 2000 年)。

Walter Lippmann, *Public Opinion*, Dover Publications, 2004 (orginally,1922). 掛川トミ 子訳『世論』上・下(岩波文庫、1987 年)。

Walter Lippmann, *The Phantom Public* (1927). 河崎吉紀訳『幻の公衆』(柏書房、1927年)。

Walter Lippmann, *The Public Philosophy*, Transaction Publishers, 2010 (originally, 1955). 矢部貞治訳『公共の哲学』(時事通信社, 1957年)。

Joseph A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, 3rd ed, HarperPerennial, 2008 (originally, 1942). 中山伊知郎/東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』(東洋経済新報社、1995 年)。

John Dewey, *The Public and its Problems, John Dewey The Later Works*, 1925-1953, Vol.2, Southern Illinois University Press, 1984 (originally, 1927). 植木豊訳『公衆とその諸問題』(ハーベスト社、2010 年)。阿部齊訳『公衆とその諸問題』(ちくま学芸文庫、2014 年)。

以上